



# 認知症になっても 住み慣れた場所で 共に暮らすまちづくり



「認知症」は誰がなってもおかしくない、とても身近な病気です。

厚生労働省によると、2025年(令和7年)には65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されています。

たとえ認知症があってもなくても、私たちは誰もがお互いの人格や個性を尊重して、

支えあいながら共に生きていく社会を推進していくことが必要です。

その理解をより多くの人に広げるために、令和5年6月14日に「認知症基本法」が成立しました。

ここでは、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、

笠間市で取り組む認知症支援について紹介します。

問 地域包括支援センター TEL. 0296-78-5871

## 笠間市の認知症に関する取り組み

※認知症に関わる取り組みの一部を次ページ以降で詳しく紹介します。

### 認知症に関する理解の促進

- 認知症サポーター養成講座

### 早期発見・早期対応・ 医療体制の整備

- もの忘れ外来 → 取り組み1 (P5)
- 適切なサービスの提供 → 取り組み4 (P7)
- 認知症初期集中支援チーム
- もの忘れ相談会の実施

### 認知症の人が生きがいや希望を持って 暮らすための施策の推進

- 若年性認知症の人への支援



### 認知症の人が安心して暮らせる 環境づくりの推進

- GPS機器の貸し出し → 取り組み2 (P6)
- SOSネットワーク → 取り組み3 (P7)
- 成年後見制度の利用促進 → 取り組み3 (P7)
- 高齢者見守り事業
- 在宅ケアチームによる地域での見守り

### 認知症の予防に関する取り組み

- 認知症予防教室の実施
- 「笠間市認知症あんしんガイド」による認知症の普及・啓発
- 地域の運動教室等における軽度認知障害の早期発見・早期対応

### 相談体制の整備等

- 認知症カフェ
- もの忘れ相談

## 笠間市認知症 あんしんガイド



認知症の状態に応じた支援や医療・介護サービスについてまとめた「笠間市認知症あんしんガイド」を作成しました。このガイドブックは、認知症について正しく理解してもらおうとともに、認知症になっても住み慣れた笠間市で安心して暮らすことができるための情報をまとめたものです。折り込みのガイドブックをご覧ください。



Q もの忘れ外来って何するところ？

A 「認知機能低下を来す病態が何か」を判断するところ

一般的には、アルツハイマー型などの認知症を診断するための外来と認識されているかもしれませんが、私は認知症以外の認知機能低下を来す病態を除外するための外来と考えています。もちろん認知症を診断することで、介護保険サービスに繋がったり、家族の対応が改善したりする利点があります。しかし現状では、記憶障害などの認知症の中核症状を改善することは困難です。認知症以外にも認知機能低下を来す病態はたくさんあり、複数の病態が層状に重複していることも多いです。認知症以外の病態の方が治療で改善する可能性が高く、それらの要素を除外することが重要です。

Q もの忘れ外来の受診方法は？

A 地域包括支援センターや、かかりつけ医にご相談を

市立病院の場合は地域包括支援センターなどからの、医療や介護に繋がっていない支援困難事例の相談が多いですが、本人や家族からの相談も受け付けています。かかりつけ医がいる場合は紹介してもらうことが望ましいです。

Q もの忘れ外来を受診するときには必要な準備はありますか？

A どのような症状でいつからなのか、整理してきてください

どのような症状がいつから発症したのか、時系列で説明できるようにしてもらえるとありがたいです。認知症は神経細胞が少しずつ減り脳が萎縮する病気で、年単位でゆっくり進行します。それに比べ認知症以外の認知機能低下は、月単位から週単位での速い進行です。以下のようなことがなかったか整理してみると良いでしょう。

- うつ病 } 家族や友人の喪失、失職などが誘因かもしれませんが、そのようなことがなかったでしょうか。
- 薬剤の副作用 } 発症の少し前に開始した薬剤が原因であることが多く、病歴やお薬手帳を用意してもらえると参考になります。
- 慢性硬膜下血腫  
や  
正常圧水頭症 } 発症する数か月前の頭部外傷が原因となることもあり、歩行障害や排尿障害も進んでいないか注意してみてください。



「あれ？」と思ったら早めに  
専門機関に相談しましょう！

もの忘れ外来について、笠間市立病院の  
石塚 恒夫院長（認知症サポート医）に  
お話を伺いました。

Q もの忘れが気になります。もの忘れ外来を受診する目安は？

A 失くしたものが見つかった際、出来事を全く思い出せなければ一度受診を

友人との約束やものを置いた場所を忘れたとしても、指摘されたりものが見つかったときに思い出せれば「生理的なもの忘れ」でしょう。まったく思い出せない場合には「病的なもの忘れ」の可能性があり、「嘘をついている」「誰かが盗んだ」などと言いついたらなおさらです。暴言などの陽性症状や無気力などの陰性症状が出現してこじれる前に、早期の受診が望ましいと考えます。

Q もの忘れ外来では、（費用も含めて）どのような診察・検査が受けられますか？

A 問診、採血検査、頭部 CT 検査等を行います

まず、うつ病や薬剤の副作用がないか問診します。甲状腺機能低下症やビタミンB12・葉酸の欠乏などがないか、採血検査を行います。慢性硬膜下血腫(血液のたまり)や正常圧水頭症(髄液のたまり)などがないか、頭部CT検査を行います。3割負担なら1万円弱、1割負担なら3千円余りかかるようですが、病状により変動することがあると思います。

Q 本人が受診を拒否しています。どのように受診につなげたい？

A 認知症ではなく「治るもの忘れ」かどうかを診断するためと説明してみてください

認知症と診断されるのが嫌ということであれば、認知症ではなく「治るもの忘れ」を診断するための外来だと説明してはいかでしょうか。実際には「最近健康診断をしていないから全般的にみてもらおう」「(不眠やイライラなど) 困っている症状を診てもらおう」などと本人に伝えて来院することが多いようです。

	医療機関	所在地	電話番号
市内の もの忘れ外来	笠間市立病院	笠間市南友部 1966-1	0296-77-0034
	茨城県立中央病院	笠間市鯉淵 6528	0296-77-1121
	あやか内科クリニック	笠間市八雲 2-5-25	0296-71-3022

※日頃から受診しているかかりつけ医は、普段の状況をよく把握しているため、まずはかかりつけ医にご相談ください。

問 地域包括支援センター TEL. 0296-78-5871

## 2 「GPS 機器の貸し出し」「SOS ネットワーク」



GPS機器のイメージ  
※セコムホームページより

### GPS 機器の貸し出し

認知症の高齢者が行方不明となった場合に、早期発見し保護するための手段として、GPS機器の貸し出しを行っています。

#### 提供サービス内容

家族は、行方不明者の現在位置を次の3通りの方法で確認することができます。

- 方法 1 普段使用しているスマートフォン・パソコンから専用ホームページで検索できます。
- 方法 2 普段使用しているスマートフォンにインストールしたアプリを使って検索できます。
- 方法 3 オペレーションセンターに電話で問い合わせ、オペレーターに検索を依頼できます。

また、家族から要請を受け警備員が現場へ急行し、行方不明者を検索するサービスも行っています。

#### 利用料について

初期費用（加入料・付属品代）は市が全額負担します。利用料は世帯の課税状況に応じて軽減される場合があります。

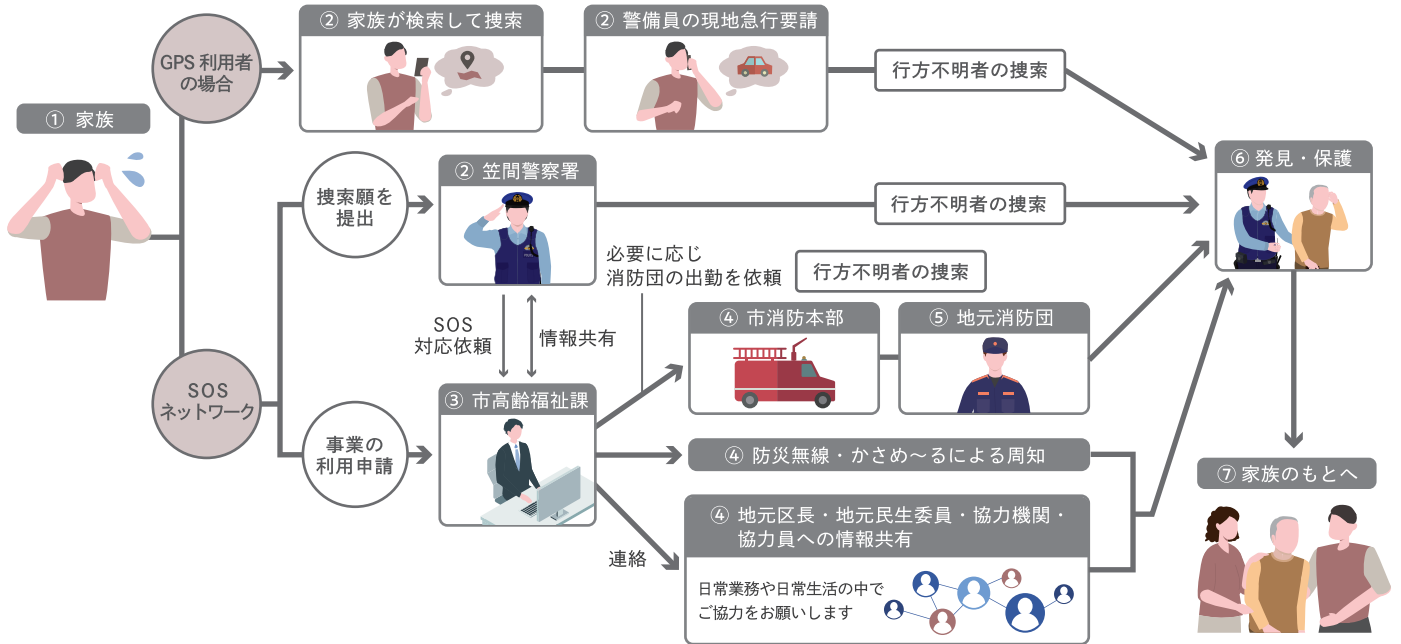
##### 〔利用料一覧〕

月額基本料 .....	1,320円
オペレーター対応料.....	220円/回
緊急対応員派遣 .....	11,000円/時間
交換用バッテリー .....	2,310円/個

#### 申請書類について

申請書類は、下記 [問](#) へお気軽にお問い合わせください。

### 【発見・保護までの流れ】



### SOS ネットワーク

認知症の高齢者が行方不明となった場合に、警察と地域が連携することで、早期発見や保護することを目的に作られた仕組みです。

笠間警察署からの捜索協力依頼のもと、「防災無線」や「かさめ〜」を活用して市民へ呼びかけるほか、「協力機関」である事業所や、SOSネットワークに賛同し登録した「協力員」へより詳細な情報を配信し、情報提供の協力依頼を行い、速やかな発見や保護につなげています。

#### 認知症高齢者の事前登録について

行方不明となった場合に備え、高齢者の情報を事前に高齢福祉課へ登録することができます。登録された情報は、笠間警察署と共有します。

#### 協力機関・協力員にご協力いただきたいこと

SOSネットワークに賛同いただき登録された方には、行方不明者の家族からSOSネットワーク対応の依頼があった場合、より詳細な情報（氏名・住所・可能なら顔写真）が送られてきます。これは、直接捜索への参加をお願いします

るものではなく、通常業務や日常生活の中で「特徴が似た人を見かけた」など、情報提供をお願いするものです。協力機関・協力員は随時募集していますので、登録については下記までお問い合わせください。

[問](#) ■ 市役所本所 高齢福祉課（内線 175） ■ 笠間支所 保険福祉課（内線 72134） ■ 岩間支所 保険福祉課（内線 73172）

## 「成年後見制度」



認知症等により、判断能力が十分でない方の財産や権利を後見人等が法的に守る制度があります。後見人等は、本人の意思を尊重し、生活状況に配慮しながら、生涯にわたり支援していきます。成年後見制度には、大きく分けて2つあります。

※ 後見人等とは、判断能力が十分でない方を法的に支援する人のことです。

### 法定後見制度

判断能力が不十分な方に対し、申立てを行い、家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって、財産や権利を守ります。具体的には、本人の代理として契約行為を行ったり、不利益な契約を取り消したりすることができます。

### 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える制度です。本人の判断能力があるうちに、任意後見人を選びます。任意後見人には、家族や友人など本人が将来の生活や財産管理を託したいと思う人を選ぶことができます。

問 地域包括支援センター TEL 0296-78-5871

## 「介護保険サービス」



介護保険は、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう社会全体で支え合う制度です。ここでは、認知症の方を対象に専門的なケアを提供するサービスをご紹介します。

### 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

自宅まで車で送迎し、リハビリテーションや機能訓練を中心に、入浴や食事などについて認知症の対応に特化したスタッフが支援します。利用を通して、認知・身体機能の維持や閉じこもりを防止し、ストレスの軽減や家族の介護負担の軽減を目的としています。

### 《1日の流れ》(例)



介護サービス等を利用するには、まず高齢福祉課や地域包括支援センターなどに相談しましょう。

問 ■ 市役所本所 高齢福祉課 (内線170) ■ 岩間支所 保険福祉課 (内線73171)  
■ 笠間支所 保険福祉課 (内線72133) ■ 地域包括支援センター TEL. 0296-78-5871